

柏崎市介護予防・生活支援サービス事業の報酬【単位】表

令和6(2024)年6月1日

訪問型サービス

項目		介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA	
基本報酬	1週に1回程度の場合	-	-	
	1週に2回程度の場合	-	-	
	1週に2回を超える程度の場合	3,727単位/月	2,857単位/月	
	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287単位/回	-	
	生活援助が中心である場合 ※所要時間20分以上45分未満の場合	-	179単位/回	
	生活援助が中心である場合 ※所要時間45分以上の場合	-	220単位/回	
	短時間の身体介護が中心である場合	163単位/回	-	
	同一建物減算		90%に減算/月	〃
			90%に減算/回	〃
			※注1の場合 85%に減算/月	
			※注1の場合 85%に減算/回	
			※注2の場合 88%に減算/月	〃
			※注2の場合 88%に減算/回	〃
	高齢者虐待防止措置未実施減算		1%減算/月	〃
			1%減算/回	〃
	業務継続計画未策定減算(注3)		1%減算/月	〃
			1%減算/回	〃
	特別地域加算		15%加算/月	〃
		15%加算/回	〃	
中山間地域等における小規模事業所加算		10%加算/月	〃	
		10%加算/回	〃	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		5%加算/月	〃	
		5%加算/回	〃	

加算	初回加算	200単位/月	同左
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/月	〃
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位/月	〃
	口腔連携強化加算	50単位/回	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(上記合計)×245/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(上記合計)×224/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(上記合計)×182/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(上記合計)×145/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)(注4)	(上記合計)×221/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)(注4)	(上記合計)×208/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)(注4)	(上記合計)×200/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)(注4)	(上記合計)×187/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)(注4)	(上記合計)×184/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)(注4)	(上記合計)×163/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)(注4)	(上記合計)×163/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)(注4)	(上記合計)×158/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)(注4)	(上記合計)×142/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)(注4)	(上記合計)×139/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)(注4)	(上記合計)×121/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)(注4)	(上記合計)×118/1,000/月	〃
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)(注4)	(上記合計)×100/1,000/月	〃	
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)(注4)	(上記合計)×76/1,000/月	〃	

※上記合計とは、基本報酬及び口腔連携強化加算までの合計

注1: 事業所と同一建物等に居住するサービス利用者が全利用者の9割以上である場合

注2: 前6か月に提供したサービス提供総数のうち、同一建物等に居住するサービス利用者が全利用者の9割以上である場合

注3: 令和7(2025)年4月1日から適用

注4: 令和7(2025)年3月31日まで算定可能

柏崎市介護予防・生活支援サービス事業の報酬【単位】表

令和6(2024)年6月1日

通所型サービス

項目		介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA
基本報酬	1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき) ※事業対象者・要支援1	1,798単位/月	1,618単位/月
	1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき) ※事業対象者・要支援2	3,621単位/月	3,259単位/月
	1月当たりの回数を定める場合(1回につき) ※事業対象者・要支援1(月4回まで)	436単位/回	392単位/回
	1月当たりの回数を定める場合(1回につき) ※事業対象者・要支援2(月8回まで)	447単位/回	402単位/回
	定員超過減算	70%に減算/月	〃
		70%に減算/回	〃
	人員欠如減算	70%に減算/月	〃
		70%に減算/回	〃
	高齢者虐待防止措置未実施減算	1%減算/月	〃
		1%減算/回	〃
	業務継続計画未策定減算(注1)	1%減算/月	〃
		1%減算/回	〃
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%加算/月	〃
		5%加算/回	〃
同一建物減算	支援 1:376単位減算/月 支援 2:752単位減算/月	支援 1:338単位減算/月 支援 2:677単位減算/月	
送迎減算(注2)	94単位減算/回 47単位減算/片道	85単位減算/回 42単位減算/片道	

加算	生活機能向上グループ活動加算	100単位/月	同左
	若年性認知症利用者受入加算	240単位/月	〃
	栄養アセスメント加算	50単位/月	〃
	栄養改善加算	200単位/月	〃
	口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位/月	〃
	口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位/月	〃
	一体的サービス提供加算	480単位/月	〃
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	支援 1:88単位/月 支援 2:176単位/月	〃
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	支援 1:72単位/月 支援 2:144単位/月	〃
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	支援 1:24単位/月 支援 2:48単位/月	〃
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/月	〃
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位/月	〃
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20単位/回	〃
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5単位/回	〃
	科学的介護推進体制加算	40単位/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(上記合計)×92/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(上記合計)×90/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(上記合計)×80/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(上記合計)×64/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)(注3)	(上記合計)×81/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)(注3)	(上記合計)×76/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)(注3)	(上記合計)×79/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)(注3)	(上記合計)×74/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)(注3)	(上記合計)×65/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)(注3)	(上記合計)×63/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)(注3)	(上記合計)×56/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)(注3)	(上記合計)×69/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)(注3)	(上記合計)×54/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)(注3)	(上記合計)×45/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)(注3)	(上記合計)×53/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)(注3)	(上記合計)×43/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)(注3)	(上記合計)×44/1,000/月	〃
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)(注3)	(上記合計)×33/1,000/月	〃	

※上記合計とは、基本報酬及び科学的介護推進体制加算までの合計。

注1:感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合は、令和7(2025)年3月31日までの間適用しない。

注2:1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)※事業対象者・要支援1の場合は一月に376単位(サAは336単位)の範囲内で、

1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)※事業対象者・要支援2の場合は一月に752単位(サAは672単位)の範囲内で減算する。

注3:令和7(2025)年3月31日まで算定可能